

原 安 第 3 1 9 号
令和元年(2019年)8月6日

さよなら原発！佐賀連絡会
代表 豊島 耕一 様

佐賀県知事 山口 祥義

要望質問書に対する回答について

2019年7月23日付けで提出のあった要望質問書については、別紙のとおり回答します。

2019年7月23日付け要望質問書への回答について

質問 1)

知事は、直接大型航空機が格納容器に衝突するテロ攻撃への対策として、格納容器を2重化する等の頑健化対策を必要とお考えですか。必要がないとの答えでしたら、理由を示してください。また、県民の安全は格納容器の頑健化対策がなくても守られますか。

(答)

特定重大事故等対処施設は、法令で設置が義務付けられているテロ対策の施設であり、原発の安全性・信頼性向上のための施設です。

- 特重施設に対する法令上の要件としては、
 - ・原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して機能が損なわれるおそれがないもの
 - ・原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものといった要求がなされています。

- 必要なものは、溶融炉心の冷却や原子炉格納容器の破損を防止するという「性能」であり、そのための設備、手段、手法等については、それぞれのプラントで詳細が異なる部分もあると考えます。

- 原子力発電においては、安全性の向上に終わりはないと考えています。原子力規制委員会においては、引き続き、最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させて事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組んでいただきたいと思います。

質問 2)

落合県民環境部長は、6月17日の武藤明美議員の一般質問で、「今回の特重施設が原子炉の破壊そのものに対する備えではないんじゃないかと、それで安全と言えるのかというご指摘がございました。確かに、あらゆる攻撃に対して今回の対策で十分かどうかはわかりません。(以下略)」と答弁されています。「今回の対策で十分かどうか分からない」状況では事前了解の判断はできないのではないのでしょうか。

(答)

特定重大事故等対処施設は、法令で設置が義務付けられているテロ対策の施設であり、原発の安全性・信頼性向上のための施設です。

- そうした施設であっても、県としては安全協定に基づく事前了解手続きの対象とし、原子力安全専門部会を開催して専門家のご意見も伺うなど、丁寧なプロセスも経て、県としての判断を行うこととしています。

原子力発電においては、安全性の向上に終わりはないと考えています。原子力規制委員会においては、引き続き、最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させて事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組んでいただきたいと考えています。

質問 3)

テロ対策費用は電気料金から払われます。2019年3月6日付日経新聞によると、玄海3、4号機のテロ対策の費用は2400億円とありますが、九電からその内訳についてどう説明されていますか。

(答)

- 特定重大事故等対処施設の設置に係る費用について、九州電力からの説明は受けていません。

質問 4)

航空機墜落で大規模火災が発生した場合、何分で消火できる、あるいは鎮火すると想定されていますか。

玄海原発に配備されている化学消防車は1台ですが、その消火能力について説明してください。

一面火の海になるような場合は、電源車、ホースやポンプによる冷却水の送水等の「可搬式」設備やバルブ開閉等の「手動」の設備では対応できないのではないのでしょうか。

(答)

○ 特定重大事故等対処施設については、火災により特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有することが規制基準で求められています。

○ そのうち、火災の感知及び消火に係る設計方針としては、火災防護基準において、早期の火災感知及び消火を行える設計とすることが求められています。

○ また、火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順や防護するための機器、組織体制を定めた火災防護計画の策定が求められています。

このため、航空機墜落で大規模火災が発生した場合、適切な手順、機器等で消火活動が行われるものと考えています。

○ なお、消火設備の一つである化学消防自動車については、水又は泡水溶液を消火剤とした水槽容量 1.3m³のものが1台備えられています。

質問 5)

避難の判断に必要な情報として、重大事故の場合、フィルター付きベント設備で放射能をどのくらい除去できますか。核種ごとに示してください。

(答)

玄海3、4号機の特定重大事故等対処施設に設置される計画のフィルタベントの性能については、非公開情報となっています。

○ 原子力規制庁の説明によれば、「海外の施設と遜色がないもの」とされています。

要望事項 1 .

事前了解を急がないでください。

詳細設計をまとめた工事計画が正式に認可されるまでには時間がかかると思われるので、事前了解を急ぐ必要（理由）はありません。

川内原発では最初の工事計画認可申請が2017年12月（注・玄海は今年の5月16日）、すべての工事計画が認可されたのは今年の6月5日、そのあと工事着工で、着工まで1年半かかっています。

（答）

現在、原子力規制委員会の審査結果及び原子力安全専門部会での議論の精査、確認、検討を行っています。

- 事前了解の判断の時期について、いつまでにとりあえずの考えはありません。検討結果がまとまり次第、県としての判断を行うこととしています。

要望事項 2 .

規制委員会に審査内容の全体を公開するように求めてください。

欧州加圧水型炉（EPR）のテロ対策は公開されています。大型航空機が格納容器に衝突しても重大事故に至らないことが明示されていれば、テロ攻撃を抑止できるという考えもあります。

（答）

特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について、その内容は原則公開することを基本とされていますが、セキュリティの観点から非公開とすべき情報があることから、行政機関の保有する情報公開に関する法律、いわゆる情報公開法第5条第4号従い、原子力規制委員会において、不開示情報を次のとおり整理されています。

- ・ 特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く恐れがある情報
- ・ 特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招く恐れがある情報
- ・ その他、テロの立案を容易にする恐れがある情報

- このことについて、原子力規制庁は佐賀県原子力安全専門部会において説明しています。

要望事項 3 .

県の原子力専門部会の委員だけでなく、原発に反対ないし慎重な考えの専門家の意見も聴いてください。

特に元東芝原子炉格納容器設計者の後藤政志さんを推薦します。

(答)

原子力安全専門部会の委員については、原子力に慎重・推進といった観点ではなく、県が国の審査結果を確認するに当たって技術的なアドバイスをいただく目的で適任と考える専門家に就任をお願いしています。

県としては、意見を述べたいということであれば、いつでも意見を聴くという姿勢に変わりはありません。

要望事項 4 .

玄海原発で大型航空機によるテロ攻撃があれば、県民は甚大な被害を受ける可能性がありますから、県民説明会を開催し、パブリックコメントを実施して県民の意見を求めてください。

(答)

特重施設は、法令で設置が義務付けられている施設であり、また、テロ対策の施設であり、原発の安全性・信頼性向上のための施設です。

- そうした施設であっても、県としては原子力安全専門部会を開催して専門家の御意見も伺うなど、丁寧なプロセスも経て事前了解の判断を行うこととしています。

このため、県民説明会やパブリックコメントという形で意見を聞くことは予定しておりません。

要望事項 5 .

6月議会でテロ対策の問題についての質問と意見は武藤明美議員一人だけでした。この件について、県議会議員のみなさん一人一人に意見を求めてください。

(答)

- 原子力発電に関しては、県議会の一般質問や常任委員会、特別委員会において、これまで様々な御質問を頂き、議論がなされております。

- 県議会において、議員の皆様から御意見や御質問を頂いた場合には、今後とも、県としては真摯に対応していきたいと考えています。